

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月20日

島根県知事 丸山達也 殿



提出者

住 所 島根県浜田市熱田町600-1

氏 名 三浦商事有限会社

代表取締役 三浦道憲

電話番号 0855-27-0905

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三浦商事有限会社
事業場の所在地	浜田市熱田町600-1
計画期間	令和 7年 4月1日～令和 8年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 4億1340万円/令和6年度
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・土木工事 ・解体工事より廃棄物が発生する。  処理の工程は、別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり (別紙2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (                      年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙3のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙3のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙3のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙3のとおり		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙3のとおり		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙3のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙3のとおり			
※事務処理欄			

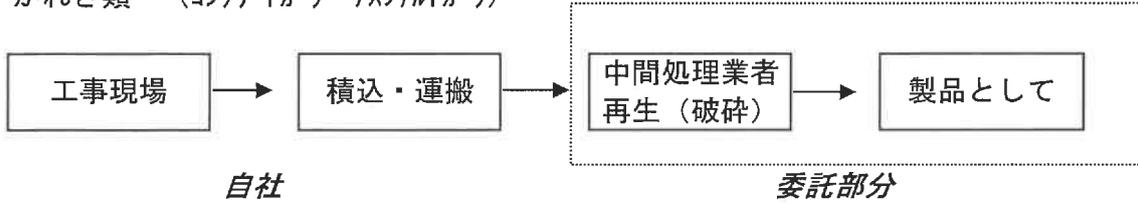
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の一連の処理の工程

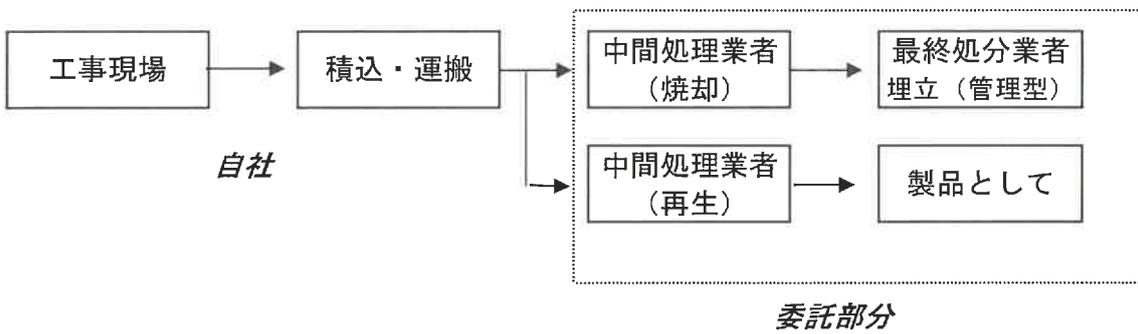
がれき類 (コンクリートガラ・アスファルトガラ)



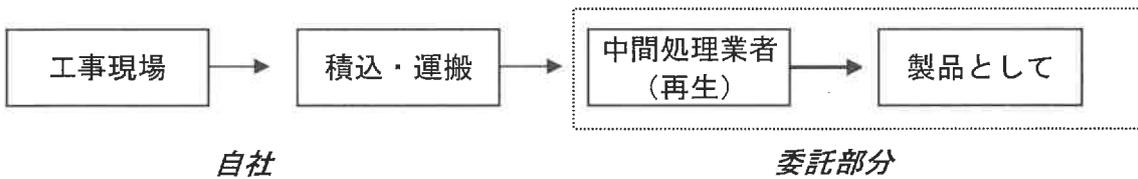
がれき類 (その他)



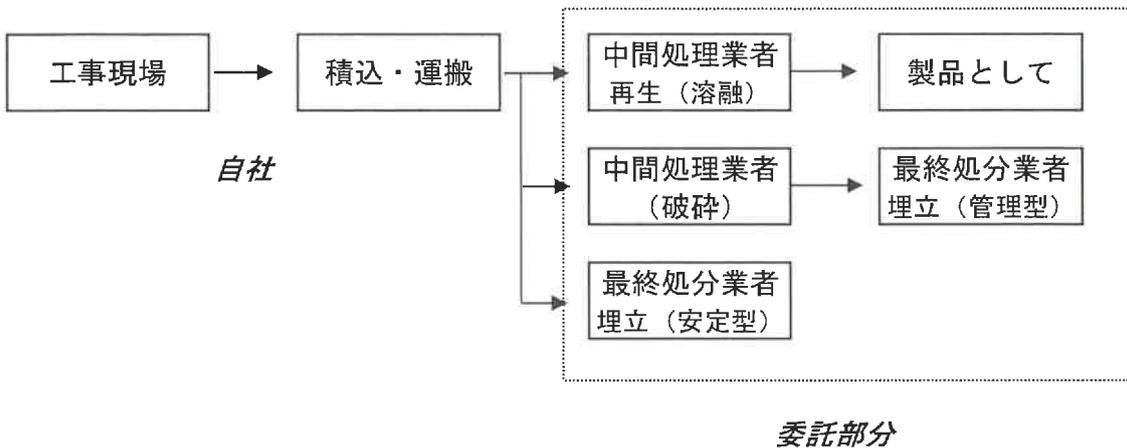
木くず



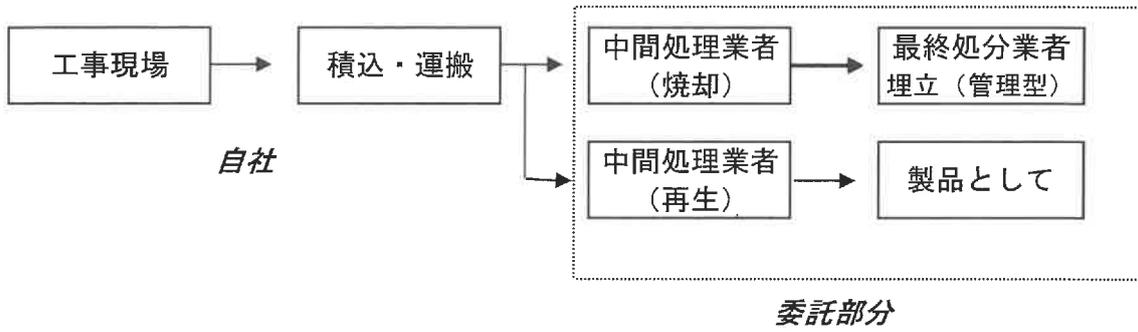
金属くず



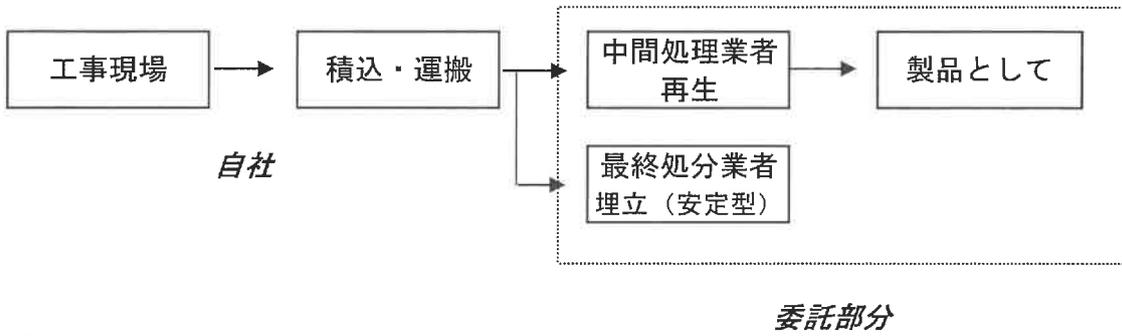
廃プラスチック類



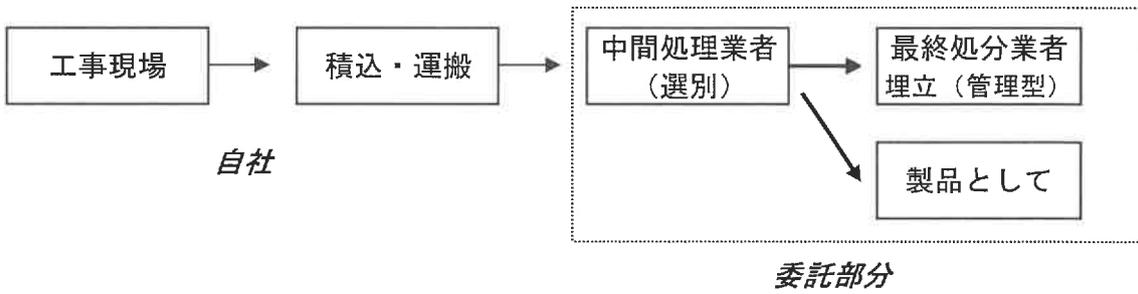
繊維くず



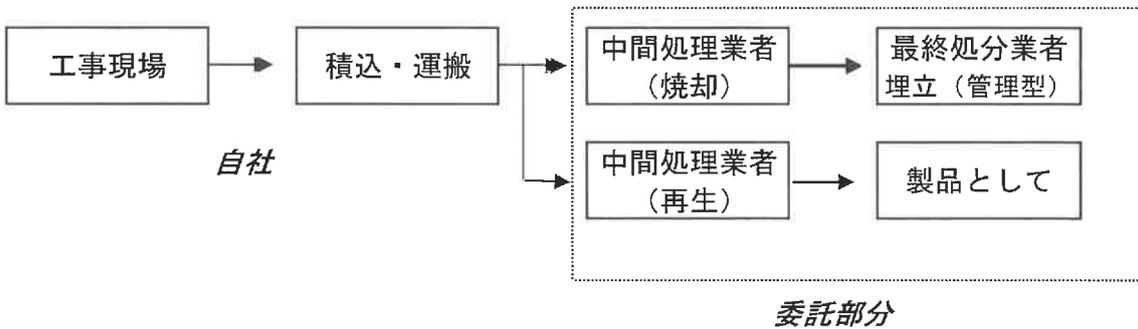
ガラスくず及び陶磁器くず



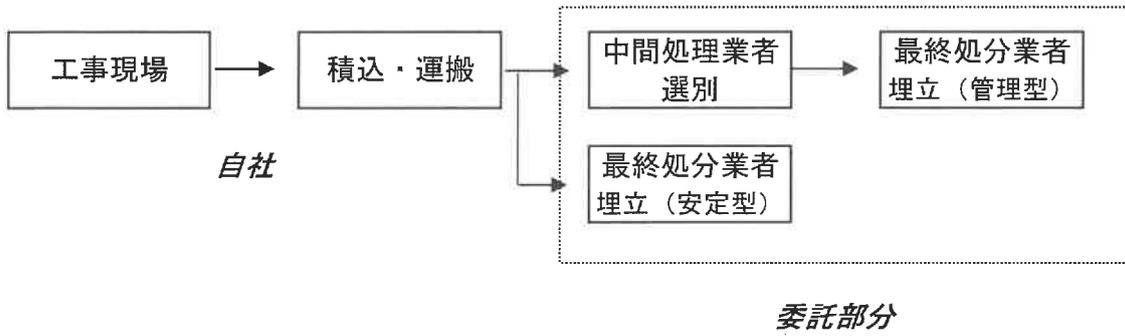
廃石膏ボード



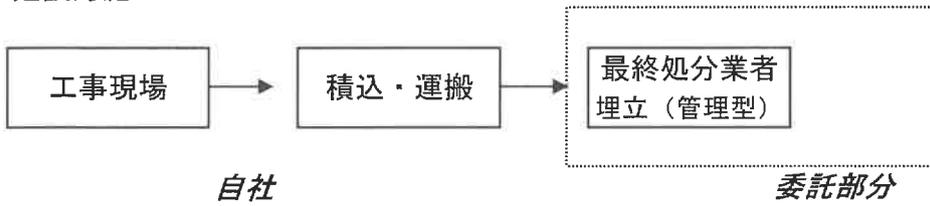
紙くず



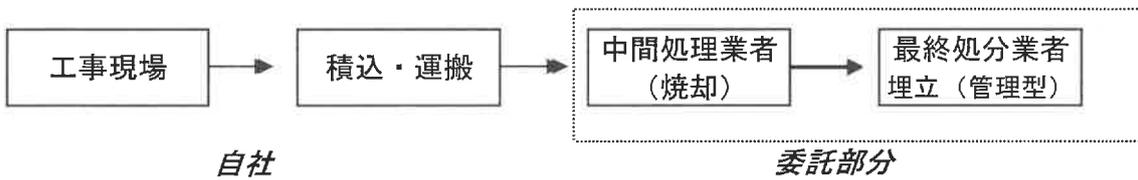
建設混合廃棄物



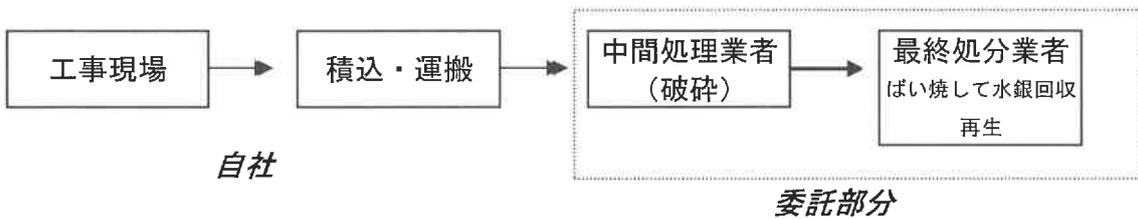
建設汚泥



廃油

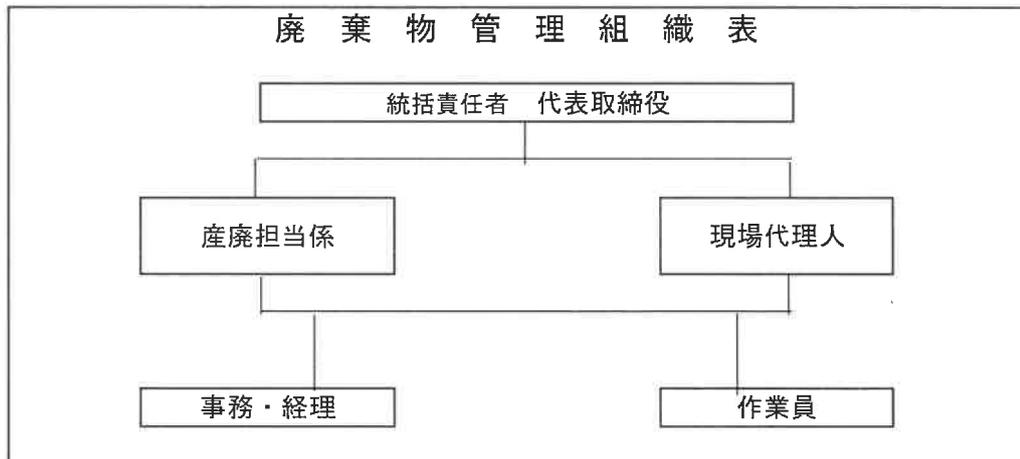


水銀使用製品産業廃棄物



【責任者及び管理組織図】

統括責任者		代表取締役
廃棄物担当		産廃担当係      組織人数 3人  工事現場担当      現場代理人
役割	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 代表取締役      ・委員 工事別現場代理人 ・事務局 産廃担当係
	統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	産廃担当係	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員に対する教育・啓発 ○その他関係する事項
	現場代理人	○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員に対する教育・啓発 ○その他関係する事項



【教育・研修】

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。又、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知し、講習等に積極的に参加するよう努める。

【情報公開】

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】												
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物	建設汚泥	廃油
排出量	3332.5t	1981.85t	41.90t	49.93t	0.00t	1.87t	61.27t	130.80t	3.84t	0.18t	6.94t	2.70t
①現状 (これまで実施した取組) 特に実施していない。												
【目標】												
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物	建設汚泥	廃油
排出量	600.00t	500.00t	5.00t	20.00t	2.00t	1.00t	10.00t	30.00t	1.00t	0.50t	2.00t	0.00t
②計画 (今後実施する予定の取組) 実施するには、なかなか難しいので計画の予定は、今のところない。												
産業廃棄物の分別に関する事項												
(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)												
①現状 がれき類、木くず、汚泥、ガラスくず、紙くず、金属くず、繊維くず、廃プラスチック類は分別するとともに、石膏含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別を実施している。												
②計画 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定。												

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品廃棄物	建設汚泥	廃油
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

①現状  
（これまでに実施した取組）  
特に実施していない。

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品廃棄物	建設汚泥	廃油
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

②計画  
（今後実施する予定の取組）  
現場内での自ら利用を考えているが、現状はなかなか難しい。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品廃棄物	建設汚泥	廃油
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

①現状  
（これまでに実施した取組）  
特に実施していない。

②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品・器具類廃棄物	建設汚泥	廃油
	自ら燃回を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
	自ら中間処理により処理した産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし。													

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品・器具類廃棄物	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。													
②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	水銀使用製品・器具類廃棄物	建設汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし。													

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	木質利用製品・資源性廃棄物	建設汚泥	廃油
全処理委託量	3332.5t	1981.85t	41.9t	49.93t	0.00t	1.87t	61.27t	130.8t	3.84t	0.18t	6.94t	2.7t
優良認定処理業者への処理委託量	27.92t	239.85t	3.10t	38.07t	0.00t	1.87t	44.89t	130.80t	3.84t	0.18t	0.26t	2.70t
再生利用業者への処理委託量	2261.04t	1981.85t	0.00t	28.8t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
認定回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
認定回収業者以外の処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

①現状

（これまでに実施した取組）  
 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。  
 優良認定処理業者への処理委託を実施。

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	ガラスくず	廃プラスチック類	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃石膏ボード	紙くず	木質利用製品・資源性廃棄物	建設汚泥	廃油
全処理委託量	600.00t	500.00t	5.00t	20.00t	2.00t	1.00t	10.00t	30.00t	1.00t	0.50t	2.00t	0.00t
優良認定処理業者への処理委託量	10.00t	50.00t	1.00t	10.00t	2.00t	1.00t	10.00t	30.00t	1.00t	0.50t	0.00t	0.00t
再生利用業者への処理委託量	450.00t	500.00t	0.00t	1.00t	2.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
認定回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
認定回収業者以外の処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

②計画

（今後実施する予定の取組）  
 再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。  
 可能な限り優良認定処理業者から選定することとする。